

| | |
|------------------|---|
| Title | 資金供給論 |
| Sub Title | |
| Author | 高城, 仙次郎 |
| Publisher | 慶應義塾理財学会 |
| Publication year | 1916 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.9 (1916. 9) ,p.1312(108)- 1316(122) |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 雑録 |
| Genre | Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160901-0108 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

は一八九〇年の假條約を繼續する旨發表せり。佛國政府亦同約永續に同意を表し四月六日一の文書を二國間に交換せり。

超へて一九〇四年四月八日兩國政府は倫敦に於て正式に條約を締結しニューファウンドランドにて生じたる諸種の難問題解決を計れり。此の條約により佛國はウトレヒト條約第十三條によりて得たる特權を放棄し其の代償として佛國市民はセントジョン岬及びレー岬間に横はるニューファウンドランド沿岸に於て英國臣民と對等の資格に於て漁獵の權を有するを認めらる。尙ほ佛國漁夫は食料品餌等を求め雨露を凌ぐの目的を以て同海岸港灣上陸の權を賦與せられたり。但し地方の規則遵守すべきは勿論とす。該協約は使用すべき漁網の種類にも多少の制限を加へ叙上の沿岸漁獵警察官及び不正の酒類賣買禁止に關しては二國政府共同設定の條例を遵奉すべきものと定めたり。

資金供給論

高城仙次郎

目次

- 第一節 一融通階級内の供給
- 第二節 各國人の供給
- 第三節 金融業者の價值時差
 - 第一款 貸金業者 第二款 銀行
- 第四節 非金融業者の價值時差
 - 第一款 企業家 第二款 非金融業者
- 第五節 資金の需用者と供給者

第一節 一融通階級内の供給

既述の如く、一融通階級内に於ける純利子歩合は其階級内に於ける資金の需用並に供給の一致する點に定まるものにして、其中資金の需用が如何なる原因に依りて發生し、如何なる事情に依りて其多寡が定まるものなるやは前號に於

て説述せし所なるが、今や吾人は進んで本篇に於て資金の供給が如何にして發生し其高低が如何なる事情に依りて定まるものなるやを闡明せんと欲す。

抑も一融通階級内に於ける資金の供給は需用と同じく數多の人の供給額の合計に外ならず。假りに貸借に何等の手續又は危険を伴はざる場合に利子が年六分なるときに甲は六百圓、乙は二百圓、丙は百圓の資金を供給するとせば、此融通階級内に於ける資金の供給は合計九百圓なりとす。勿論此供給額たるや個人的に之を觀るも將た又全體に就きて之を論ずるも、純利子歩合の騰落に従ひて増減するを常とす。換言すれば、利子歩合騰貴すれば、資金の供給増加し、利子歩合下落せば、減退す可し。假りに一融通階級内に甲乙丙三人の資金供給者ありて各々利子歩合の高低に準じて資金を供給すと想像して、左の資金供給表を試作せり。

| 純利子歩合 | 總供給高 | 甲の供給 | 乙の供給 | 丙の供給 |
|-------|-------|-------|------|------|
| 〇 | 百圓 | 百圓 | 〇 | 〇 |
| 一分 | 二百圓 | 二百圓 | 〇 | 〇 |
| 二分 | 三百五十圓 | 三百圓 | 五十圓 | 〇 |
| 三分 | 四百四十圓 | 三百五十圓 | 七十圓 | 二十圓 |
| 四分 | 五百十圓 | 四百圓 | 八十圓 | 三十圓 |
| 五分 | 六百圓 | 四百五十圓 | 百圓 | 五十圓 |
| 六分 | 九百圓 | 六百圓 | 二百圓 | 百圓 |
| 七分 | 千二百圓 | 七百圓 | 三百圓 | 二百圓 |
| 八分 | 千八百圓 | 千圓 | 五百圓 | 三百圓 |
| 九分 | 二千五百圓 | 五千圓 | 千圓 | 五百圓 |
| 十分 | 三千圓 | 千圓 | 五百圓 | 三百圓 |

右表に示すが如く、利子歩合の漸騰するに従ひ資金の供給額も亦遞増し、漸落するに従ひ遞減するものなるが、其供給の遞増減が利子歩合騰落の程度と一定の比率を保つものなりと想像することを得ず。換言すれば、利子歩合が五分なるときに資金の供給千圓ありとし、六分ならば千二百圓となると假定せる場合に、更に七分に騰貴せば、資金の供給が千四百圓に増加す可

しと云ふことを得ざるなり。蓋し資金の供給は幾多の原因に依りて定まるものなるを以て、利子歩合と資金の供給間に一定の比率ありとは想像すること能はざるなり。

次に右表には利子歩合が二分ならば、甲は三百圓、乙は五十圓を供給するも、丙は全く資金を供給せずと假定せるが、これは利子歩合が低下するに従ひ以前の供給者が全く供給を中止することあるの事實を示さんが爲めなり。一分のときに於ける乙に就きて云ふも亦同じ。而かも甲が無利子なるに拘らず尙ほ百圓の資金を供給すと假定せしは何故なりや。曰く、縦令無利子にても保管預けの意味にて資金を供給するものあるの事實を示さんが爲めなり。今日歐米諸國に於ては當座預金に利子を附せざること多し。若し銀行なる制度なかりせば、無利子は愚か手數料を支拂ひても貨幣の保管を他人に委託する者尠らざるならん。

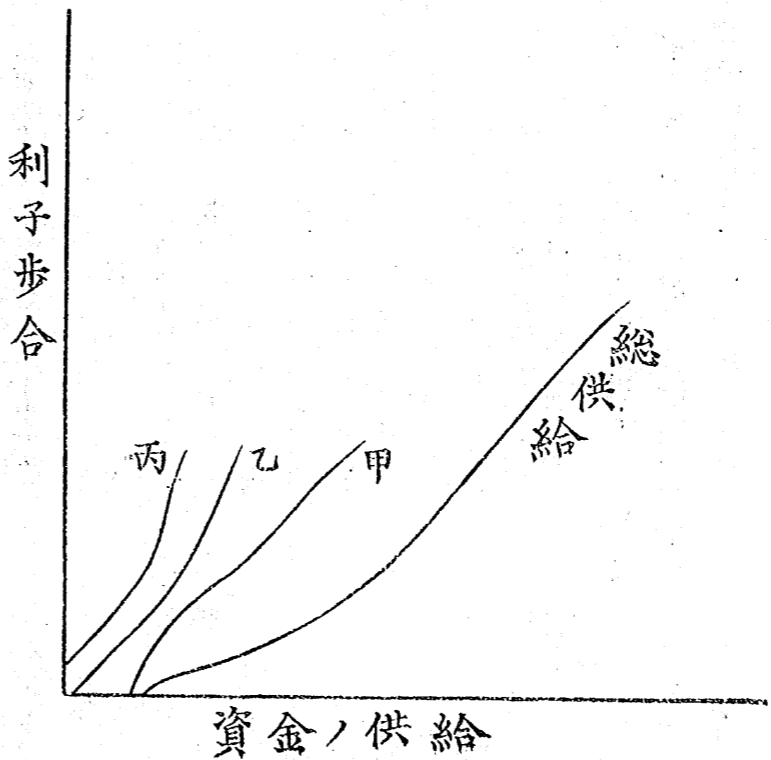
第二節 各個人の供給

一融通階級内に於ける資金の供給は前述の如く數多の人の資金供給額の總計に外ならずして前者の大小は各個人の供給額の多寡に依りて定まるものなるが、此各個人の供給額は如何にして決定さるゝものなるや。是れ吾人が本節に於て講究せんと欲する所なり。

抑も或る個人が一定の時に於て資金を供給するは其時の利子歩合が自己に對する其時の資金の價值時差よりも高きか或は少くとも兩者が同一なるが故なりとす。假りに直接投資に依りて年五分の利潤を得る見込ある際に年八分を以て貸與することを得ば、其資金は事業に投せられずして貸付らる可し。

茲に所謂利子歩合は一個人が資金を供給せんとするときに既に定まれるものなりとす。而して其個人に對する供給資金の價值時差は資金の供給額の増減に従ひて變動するを常とす。而か

以上説述せる一融通階級内に於ける個人の資金供給額と全供給額との關係を二線圖を以て示さば左の如し。



も需用者に對する資金の價值時差は前述の如く借入額の増すに従ひ減退するものなるが、供給者に對する價值時差は是れと正反對に貸付額の増すに従ひ膨脹するものなり。第一節に於て利子歩合の漸騰するに従ひ甲の資金供給額は左の如く遞増すと假定せしが、此假定の根據は即ち茲に説明する價值時差對貸付額の關係に存せり。

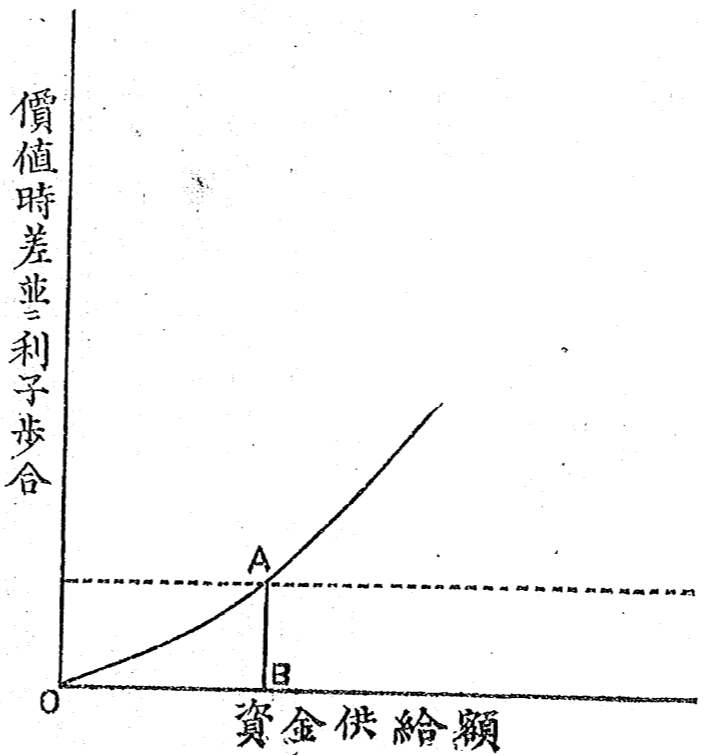
| 利子歩合 | 甲の供給額 |
|------|-------|
| 一分 | 二百圓 |
| 二分 | 三百圓 |
| 三分 | 三百五十圓 |
| 四分 | 四百圓 |
| 五分 | 四百五十圓 |
| 六分 | 六百圓 |
| 七分 | 七百圓 |
| 十分 | 一千圓 |
| 百分 | 五千圓 |

即ち甲が無利子にて百圓、四分にて四百圓、十割にて千圓の資金を供給するは甲が資金の貸付即ち供給を増すに従ひ甲に對する資金の價值時差が増進するが故なり。左表は甲の價值時差遞増を示すものなり。

| 資金貸付額 | 價值時差 |
|-------|------|
| 百圓 | 一分 |
| 二百圓 | 二分 |
| 三百圓 | 三分 |
| 四百圓 | 四分 |
| 四百五十圓 | 五分 |
| 五百圓 | 六分 |
| 六百圓 | 七分 |
| 七百圓 | 八分 |
| 千圓 | 十割 |

即ち利子歩合四分ならば、甲が四百圓だけ供給し、四百五十圓供給せざるは四百圓貸與せる時に於ける甲に對する資金の價值時差は四分な

るを以て失ふ所なきも、四百五十圓貸與せる時の資金の價值時差は五分なるに、債務者より收め得る利子は四分に過ぎざるを以てなり。今此理を線圖を以て示せば左の如し。

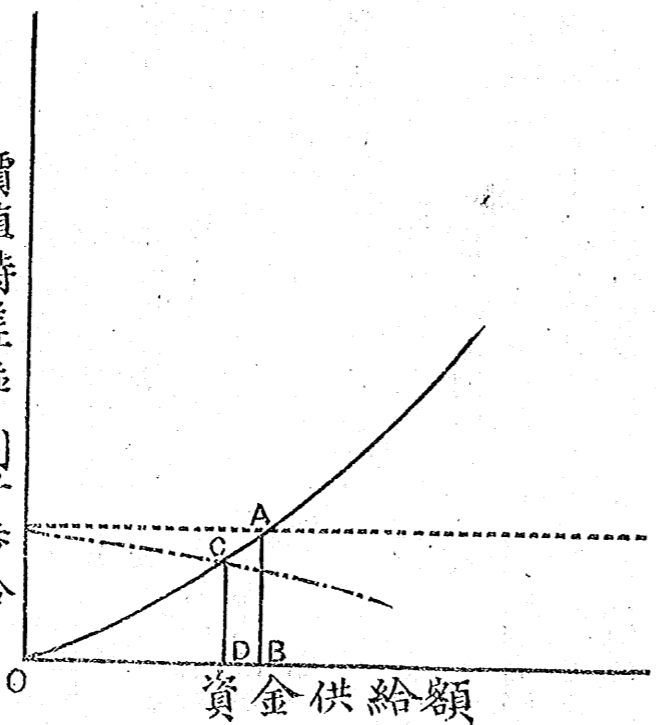


價值時差並ニ利子歩合

此圖の黒線は資金供給額の増加するに従ひ資金價值時差の漸騰する状態を示し、點線は既定まれる利子歩合を表はすものにして、Aは兩者の交叉點なりとす。而してBは此際に於ける資金の供給額を示すものなり。

以上論述せる所は個人が資金を供給する際に利子歩合が其資金供給の影響を蒙らざるものと假定を前提せしが、其供給が比較的多額ならば、利子歩合は多少の影響を受けて低落することあり。例へば一融通階級内に於て或る個人が五萬圓の資金を突然提供せりとせんか、其以前利子が五歩なりしもの四分又は三分に低落することなしとせず。若し果して然らば、此個人が最初五萬圓を貸出す豫定なりしも利子歩合低下の結果として全部を提供せずして四萬圓又は三萬圓だけを提供することに變更することなしとせず。左圖は即ち此理を説明せり。

價值時差並ニ利子歩合



圖中鎖線は資金の供給額が増加するに従ひ市場利子歩合が漸次低落するの状を示したるものにして供給者に對する資金の價值時差の漸騰を表はす黒線とCに於て交叉せり。而してBが

利子歩合が一定不動なりと假定せる場合の資金供給額を示すと同じく、D Oは利子歩合が供給の影響を受けて漸落する際に於ける資金の供給を表示するものにして、前者より少量なるは明かなりとす。

以上論述せるが如く、一融通階級内に於ける資金の供給は幾多個人の供給額の總計に外ならずして各個人の供給額は利子歩合並に其個人に對する資金の價值時差に依りて定まるものなるが此價值時差は如何なる原因に依りて定まるものなるや。是れ吾人が次に講究す可きものなりとす。

第三節 金融業者の價值時差

凡そ資金を供給する者には質屋、金貸業者、銀行等の如き資金の供給を以て業務となす者と之を業務とせざるも自己の不用とせる資金を他人に預け又は貸付くる者との二種あり。本節に於ては先づ金融業者に對する資金の價值時差を説

明し、次節に於て非金融業者の時差に論及せんと欲す。されど、金融業者も亦主として自己所有の資金を供給する質屋貸金業者等と他より預れる資金を供給する銀行との二種あれば、此兩者を箇々別々に論述す可し。

第一款 貸金業者

貸金業者の多くは土地家賃等を所有し之が貸付より生ずる地代家賃等に依りて充分に衣食住費を償ふとを得るものなるが、其収入の全部を擧げて生活費に充てずして、一部を節約貯蓄して以て利殖を圖らんと欲するものなり。而かも之を銀行に預入して低利を收むるに満足せずして、自己の餘暇を利用し且つ貸借に伴ふ多少の危険を冒して種々の原因の爲めに銀行より低利資金を借入るゝことを得ざる者に比較的高率の利子を以て資金を貸付くることを業務とせり。

而して此等貸金業者に對する資金の價值時差は各個人の性質供給資金の多寡並に所得金額の

大小に依りて定まるものなりとす。詳言すれば將來を慮ること多ければ多き程、所得の大なれば大なる程、且つ一定の時に於ける運用資金の多ければ多き丈け、資金の價值時差低し。然りと雖も、貸金業者は節儉心に富むものなるを以て此點より觀れば、其價值時差は低くけれど其の多くは左程多額の所得を有せず、且つ比較的少額の資金を運用して貸金業を営むものなるを以て、結局其の價值時差は比較的高きが如し。

尤も貸金業者が實際に債務者より要求する利子の高率なるは價值時差の高き故のみに非ずして高率の手數料並に保険料を含む爲めなりとす。蓋し貸金業は信用低くして低利を以て銀行より資金の融通を受くること能はざる者に資金を供給するものなるを以て元利金の回收上危険少からざる爲め、此危険より生ずる損害を償ふは目的を以て豫じめ各債務者より比較的高率の利子を徴収するの必要あるのみならず、普通貸借金

額少なく且つ貸付期間短かき爲め貸付金額に比して多くの手數を要するの結果、之に對する報酬として更に高率の利子を請求するに至るなり。質商の貸付に就きて云ふも亦同じ。

第二款 銀行

銀行は貸金業者と異なりて自己所有の資金を貸付けずして、他より預りたる資金を運用して、顧客に之を融通するものなり。各銀行は勿論資本金なるものを有すれど、此資本金は寧ろ銀行の信用を高むると同時に營業上の設備の費用に充てらるゝを常とし、貸出には預金を利用せり。左に東京組合銀行の報告を掲げ其の然る所以を示さん。

東京 (大正五年五月末日現在高)

| | |
|-------|---------------|
| 拂込資本金 | 一五〇、八一、二、五〇〇圓 |
| 積立金 | 六一、二五〇、七一八 |
| 合計 | 二二二、〇六三、二一八 |
| 諸預金 | 四八九、四九五、七五六 |
| 諸貸出金 | 四八一、四四三、八五八 |

有 價 證 券 一九五、三二九、六九一

備考 前表は銀行通信録第六十一卷第三百六十八號に據る計數は本店のみにて東京市内に現存せる地方銀行支店を含まず。

前表に示すが如く、東京組合銀行が普通貸付、當座貸越並に手形割引として貸出したる大正五年五月三十一日現在高は四億八千百萬圓なるが之に對して定期、當座、特別當座及び其他として預入たる同日現在高は四億八千九百萬圓なるを以て、兩者は略ぼ同額なりと云ふを得可し。然らば拂込資本金並に積立金の合計金二億千二百萬圓は如何なる目的に使用せらるゝか。曰く、此二億餘圓に對しては銀行は一億九千五百萬圓の有價證券を藏せり。されば銀行の株主の出資額は有價證券と化して銀行に保管せられ、貸出に對しては預金を利用するに外ならずと云ふを得んか。従つて銀行に對する資金の價值時差は

株主に對する資金の價值時差よりは寧ろ預金主に對する夫れに依りて定まらざるを得ず。換言すれば預金主の價值時差低くければ、他の事情にして同一なる限り、預金多額となり、銀行の資金増加し、貸付利子歩合は従つて低率に定めらる可し。之に反して預金主の價值時差高き際には銀行に對する資金の價值時差高く、貸付利子歩合も従つて高率に定めらるゝならん。蓋し預金に對する資金の價值時差高きときは預金は收縮するものなるを以てなり。

第四節 非金融業者の價值時差

次に吾人は資金の貸付を以て業務とせざる者にして資金を供給する場合に於ける資金の價值時差が如何にして定まるかを知らんと欲するものなるが、此等非金融業者の中には企業家と非企業家の二種を區別せざる可からず。即ち金融業者以外の資金供給者中には一方に於て營利會社以外に製造業者、商人、農家等の所謂企業家

なるものあると同時に又一方に於て官吏、公吏、會社銀行員、藝人等の自己の計算を以て事業を經營せざる者あり。されば、以下本節に於て此等兩種の資金供給者に對する資金の價值時差を略説せんと欲す。

第一款 企業家

資金の貸付を以て業務とせざる企業家に對する資金の價值時差は主として企業の利潤率に依りて定まるものなりとす。例へば或個人が一萬圓の資金を投じて靴製造業を營み年一千圓の純利益を擧げつゝありとせんか、此靴製造業者に對する資金の價值時差は一割内外なる可し。されば若し此企業家が増資をなす爲めに一千圓の資金を借用するとせば、一割迄の利子を支拂ふを辭せざるならん。されど、假りに年額千圓の利潤を以て生計費に充て一百圓を剩すとせば、此剩餘金は如何に處分せらるゝならんか。惟ふに其處分方法は(一)事業の擴張に之を用ゆる

か、(二)消費の目的に之を充つるか、(三)或は他に貸付け又は銀行に預入するかを以て主なるものとす可し。而して企業家が此三方法中孰れを選ぶかは其時に於ける種々の事情に依りて定まるものなりとす。假りに事業が益々隆盛となる可きことを豫想し、増資をなすも尙ほ從前の利潤率を維持し得るの見込ありて増資の念切なるときには、百圓の剩餘金は此目的に利用せらるゝならん、而かも病氣、冠婚葬祭、其他不測の出來事の爲め臨時に費用を要し、其用途に充つ可き資金の價值時差が一割以上なるときは百圓の剩餘金は此方面に利用せらる可し。又貸借上何等の危険と手數とを伴はざる場合に年一割以上の利子歩合を以て之が融通を乞ふ者あらば、此剩餘金は貸與せらるゝことあるならん。

次に假りに事業の利潤率は過去に於て一割なりしも、最早其擴張の餘地なく、強めて増資を企つるとせば、増資額に對する利潤率は激減し

て年五分を出でずと想像せらるゝとし、且つ何等不時の入費を要することなしとせば、百圓の餘剰金は他人に提供せらる可し。此際若し高率の利子を以て個人に貸付くることを得ざれば、銀行に預入せらるゝならん。而かも銀行より收め得る低利が事業増資の豫想利潤率よりも下位に在らば、此餘剰金は増資に利用せらるゝことなしとせず。

要するに、金融業者以外の企業家にして資金を供給する者に對する資金の價值時差の高低を恒久的に定むるものは企業の利潤率なりとす。唯各企業家が一定の時に於て一定額の餘剰金を有せる際不時の出來事の爲め臨時費を要するとき、資金の價值時差順みに上騰し、企業利潤率に依りて定まりたる價值時差を一時企業家の意識外に驅逐することある可し。

第二款 非企業家

官公吏、會社銀行員、勞働者並に全く不勞所

子歩合が如何にして決定さるゝかを講究せんと欲するものなるも、先づ順序として本節に於て資金の需用者と供給者の關係を明かにせんと欲す。

單に一融通階級内に於ける資金の需用者並に供給者と云ふと雖も、此融通階級内に於ける各個人は常に資金の需用者たり或は又常に其供給者たるに非ずして殆んど總ての人は時としては資金の需用者となり、又時としては其供給者となるものなり。例へば、銀行より今日資金を借入るゝ者も明日銀行に遊金を預入することあり。又一青年醫士が開業する爲めに朋友より一千圓を借受けたる後收入の一部を貯蓄銀行に預入することあり。更に又先月十圓の郵便貯金を有せし一勞働者が今月不時の用途に充つる爲めに之を引出し尙ほ不足なるが故に質商より五圓の融通を乞ふことあり。斯くの如く殆んど總ての人は資金の需用者たり又供給者たるものなり

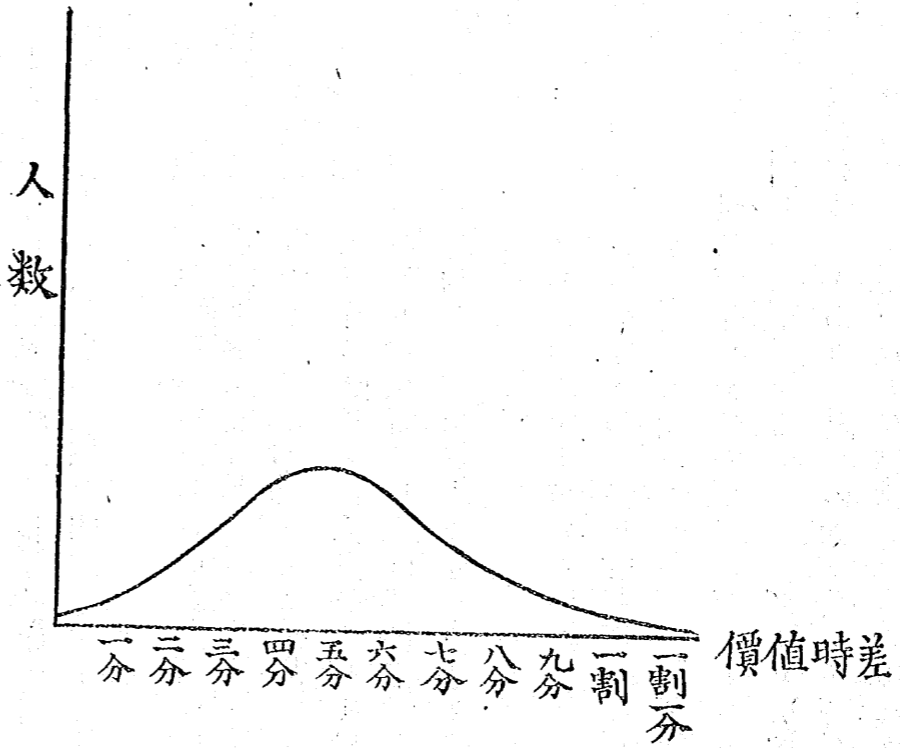
得を以て食する者が資金を供給する際に於て其者に對する資金の價值時差は所得の大小、性質、其時に於ける種種の事情に依りて定まるものなりとす。此理は既に詳論せしを以て茲に再び之を贅する要なし。(前號拙稿「資金需用論」第四節參照)

第五節 資金の需用者と供給者

純利子歩合は貸借に何等の危険又は手數の伴はざる場合に於ける資金の需用と供給とが一致する點に於て定まるものにして、或る個人が資金を需用するは其個人に對する資金の價值時差が既に定まれる利子歩合よりも高く、又或る個人が資金を供給するは其個人に對する資金の價值時差が既定の利子歩合よりも低き爲なることには上述の如くなるが、資金の價值時差なるものが如何にして定まるかは既に上文並に前號に於て詳論せしを以て、吾人は今や進んで綜合的に純利子歩合決定の法則を出發點として實際の利

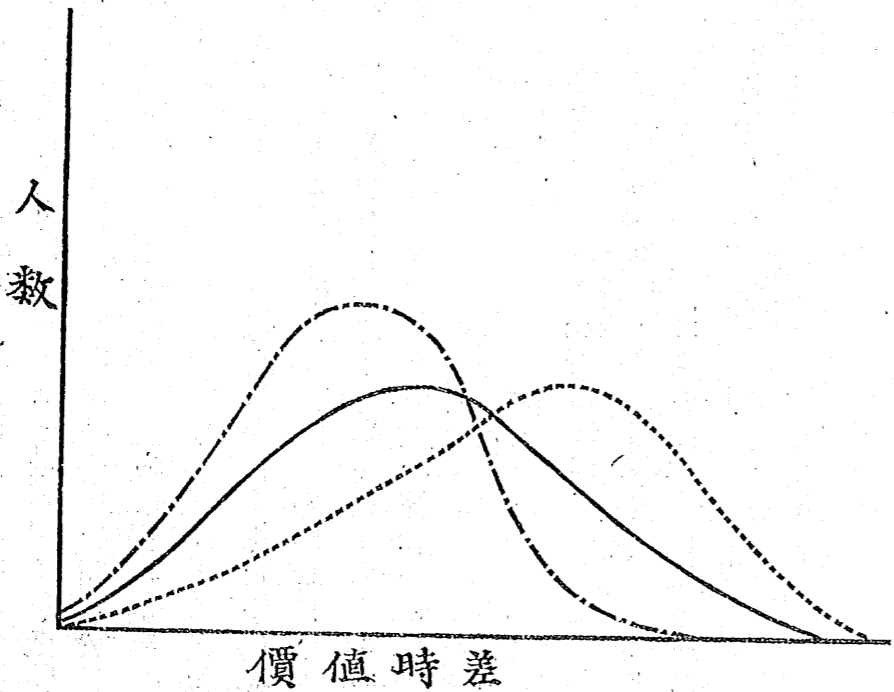
と雖も金融業者殊に銀行を除けば、各個人は一定の時に於ては資金の需用者たるか或は供給者たるものにして、同時に此兩資格を備ふるることなし。

然らば或る一定の時に於て個人をして資金の需用者たらしめ或は又供給者たらしむるものは何ぞや。曰く、前述の如く資金の價值時差利率歩合の關係即ち是れなりとす。或る一定の時に於て資金を需用すると將た供給するとを問はず、總ての個人に對しては資金の價值時差なるものありて、此價值は既に詳述せるが如く人に依り、又同一人に在りても時に依りて差異あるものなるが、或る一定の時例へば大正五年九月一日午前十時十分と云ふが如き一時點に於ては各個人に對して一定せるものなりとす。而かも此價值時差たるや各個人の所得の大小、賢愚、職業の性質、年齢、個性、其時の種種の事情等に依りて定まるものなるを以て、人毎に異なれりと云



ふを妨げず。従つて、各融通階級に屬する個人間には其人數に相當するだけの異なる價值時差の存在するものと斷ずることを得可し。されど假りに此多數の價值時差を比較的少數の等級に分類し、之を曲線を以て表示するとせば左の如き結果を得可きは想像するに難からず。

即ち圖に示すが如く、何等の價值時差を有せざる者は非常に少なく、價值時差の上るに従ひ人數増加し、一定の程度に達せば、(圖に於ては五分に於て) 人數最も多く、夫れより時差の上るに連れ人數次第に減じ、一割の價值時差を有する者頗る少なし。勿論此曲線の形狀は融通階級を異にし、又同一階級に在りても時を異にするに従ひ左の如く數々に變動するものなりとす。



斯くの如く一融通階級内の各個人は他と異なる價值時差を有するものなるが、一定の時には各融通階級内に於て一定の利子歩合なるものあるが故に、此利子歩合より高き價值時差を有する者は資金の需用者となり。之よりも低き價值時差を有する者は資金の供給者となるなり。是れが爲めに、一定の時に於ては一定の利子歩合の下に個人は資金の需用者と供給者の二團體に分かるゝものなりとす。然りと雖も、各個人の價值時差並に利子歩合は常に變動するものなるを以て、此團體の境界線は變動して止むことを記憶するを要す。

然るに銀行は一方に於て預金主より資金の供給を受け他方に於て其資金を貸付くるものなるを以て、一見同一の時に於て二個の價值時差を有し、且つ同時に資金の需用者たり又供給者たるの觀あるも實は然らず。我國の銀行が當座預金に對して年三分乃至四分、特別當座預金に對

しては四分内外の利子を支拂ふと同時に借主よりは最低七分内外より一割前後の利子を徴收せりと雖も、預金利子と貸付利子との間に於ける此三四分の開きは銀行が二個の價值時差を有せるが故に生ずるものに非ずして、此等差は銀行が借主より徴收する保険料並に手数料を構成するものなりとす。換言すれば一定の時には一定の價值時差を有し、之より以下にて資金を供給する者あらば預り、夫れ以上の純利子歩合(普通の利子歩合より保険料並に手数料の率を控除せるもの)を以て資金の融通を請ふ者あるときは其要求に應ずるものなりとす。

以上論述せる所箇に失して意を盡さざる點少からざるも、其補足は紙面の都合に依り他日に之を譲らんと欲す。

批評と紹介

宇野利右衛門著『職工優遇法之根據』

大正五年六月(大阪市)工業教育會發行
菊版三百八十頁附録四十八頁正價金二圓五十錢

本書は我國特種の勞働問題の熱心なる研究者として有名なる宇野氏が執筆しつゝある全編二十四冊より成る一大著述『職工優遇論』の第二篇なりとす。第一篇は『職工問題解決法』と題して大正四年十月上梓せられしが、吾人は同年十二月の本誌紙上に於て其所論の梗概を紹介せり。著者は此回發表せし第二篇に於て職工優遇法の發達を叙説し、本年十一月中に上梓す可き第三篇に於て職工優遇論の根抵に論及するの豫定なりしが、第一篇に於て著者が力説せる職工の優遇論に對して幾多の人士が批評を加へたる

のみならず、固より宇野氏の持説に對しては有力なる反對説を懐く者少からざるを以て、氏は自説の妥當なることを最初に於て證明し置くの必要ありと思惟し、既定の計畫を變更して、第三篇を繰上げ第二篇となし、茲に職工優遇論の根據を一層綿密に説明するに至れるものなり。

曩に本誌紙上に於て紹介せるが如く、宇野氏が本邦職工の状態を改善する最良の方法として推奨するは工場法の實施又は職工組合の奨励等のみに依頼せずして、職工に對する傭主の優遇を主法とし、工場法、職工組合等をば補助手段として用ゆ可しと云ふに在り。吾人が茲に紹介する第二篇『職工優遇法之根據』は即ち此所説を辯護する爲めに著はされたるものに外ならず。

著者は我國の勞働者の勞働並に生活狀態の改善を促進する方策として工場法の如き國家的設備若しくは職工組合の如き自助的又は自衛的手